

## 神戸市立工業高等専門学校科目等履修生規則

2023年4月1日

規則第150号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号。以下「学則」という。）第48条第3項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 専攻科の科目等履修生として入学の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 神戸研究学園都市の単位互換制度への加盟大学の学生

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学選抜料を添えて、校長に申請しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 勤務先所属長の承諾書又は依頼書（現に職を有している者に限る。）

(入学許可)

第4条 校長は、前条の規定により入学を志願する者について、面接試験その他の方法による選抜を行い入学を許可する。

(入学日)

第5条 科目等履修生は、学則第5条第1項に規定する前期又は後期の初日に入学する。ただし、校長が教育上支障がないと認めるときは、この限りではない。

(履修期間)

第6条 履修期間は、1年以内とする。ただし、科目等履修生の申請により、校長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲で履修期間を延長することができる。

2 前項ただし書きの規定による履修期間の延長の申請は、当初許可された履修期間が満

了するまでに行わなければならない。

3 前2項の規定による履修期間の延長については、入学選抜料及び入学金を徴収しない。

(履修科目)

第7条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、実験及び実習を除く授業科目とする。ただし、校長が教育上必要と認めるときは、この限りではない。

(単位の認定)

第8条 履修した授業科目の単位の認定は、試験の成績及び授業における評価により行う。

(単位修得証明書)

第9条 校長は、科目等履修生の申請により、履修し、単位を修得した授業科目について単位修得証明書(単位を修得できなかった場合は、履修証明書)を交付することができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関して必要な事項については、校長が定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃については、神戸市立工業高等専門学校入試委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。